

新規評価マニュアルの見直し 【農業農村整備関係】

対象事業：

農地整備事業、農業水利施設整備事業、
クレーク防災機能保全対策事業、ため池等整備事業、
湛水防除事業

1 改正理由

これまでの基盤整備

○昭和40年代から、農業の生産性の向上を図るため、国や県等において農地や農業用排水路などの基盤整備を実施してきた。

(一次整備完了)

○これらほ場整備事業やかんがい排水事業等により造成された施設は、整備後、相当年数が経過していることなどから、これまでに更新整備など必要な手入れを行いながら、今日に至っている。

(これからは二次整備に移行)

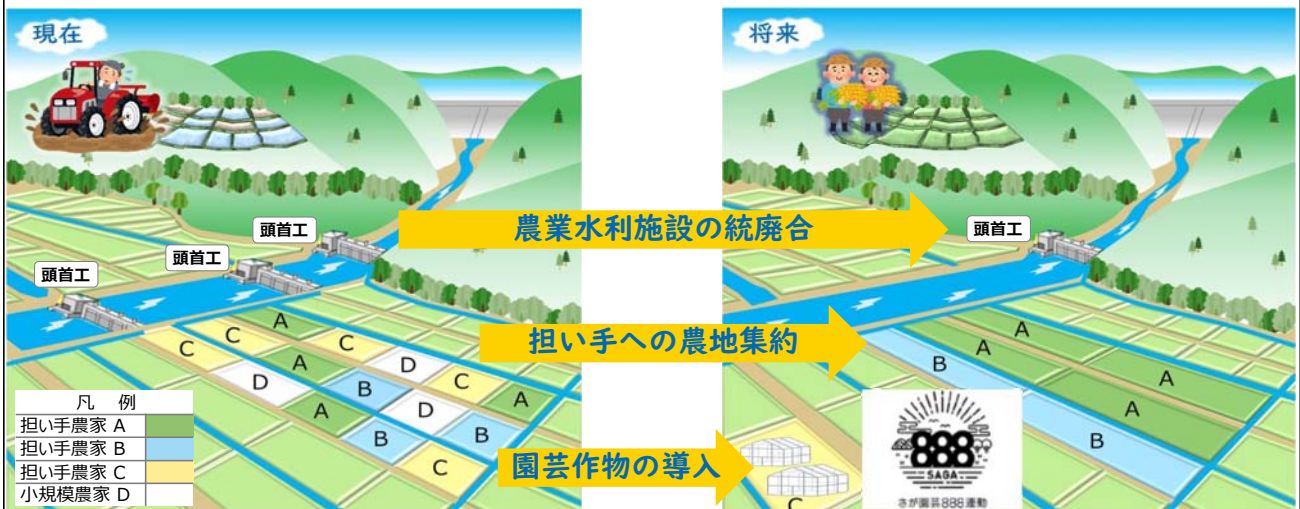


今後の基盤整備の進め方

○農業産出額向上のため、「さが園芸888運動」を展開中
○今後の人口減少下における激変に備えるため、将来的に保全すべき農地のゾーニングに合わせた農業水利施設の統廃合、管理体制の再構築など、施設の重要度に応じた管理レベルの適正化が必要



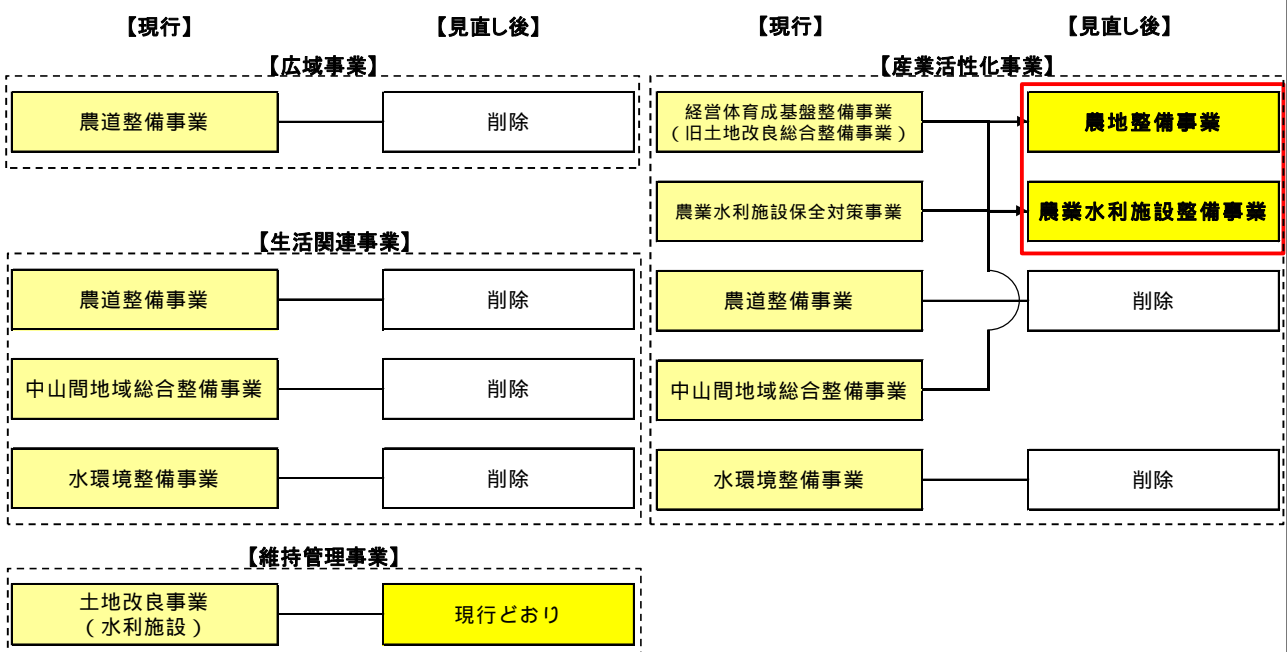
○稼げる農業の確立を目指して「地域の営農構想の策定」、「担い手の確保」、これらを実現するための「基盤整備」の3つを一体的に取り組む



新規採択の前提条件

項目	内容
稼げる農業の確立	
営農構想が適切である	米・麦・大豆や露地野菜などの複合経営や高収益作物の新規導入、生産コストの低減などによる所得の向上が見込まれ、農業産出額アップに寄与できる。
農業経営の担い手が見込まれている	集落営農組織の法人化や企業を誘致するなど、担い手（法人経営等）が確保できている、又は確保が見込まれる。
農業生産基盤の整備が求められている	地域農業の将来像（営農や担い手）の実現に向けた農業生産基盤の整備に係る費用を回収し、所得の更なる向上が見込まれる。
防災重点ため池の整備	ため池整備については、ため池決壊時に下流域への影響が想定される防災重点ため池に位置付けられており、地域防災対策としての優先度に応じて整備する。

新規評価マニュアル 対象事業の見直し(農地整備課)



- 「今後の基盤整備の進め方」に合わせて、現行事業を「農地」と「水」の整備に分類
- 当面事業化の予定がない事業は削除
- 維持管理事業は長寿命化計画に基づき事業を実施

マニュアル見直し(案)

【主な内容】

○稼げる農業の確立に向けた「地域の営農構想」を評価できるように見直し・・・「園芸作物の作付け拡大」、「農業生産額の向上や省力化」、「担い手の確保」、「農地の集積・集約」など

位置付け

農業振興



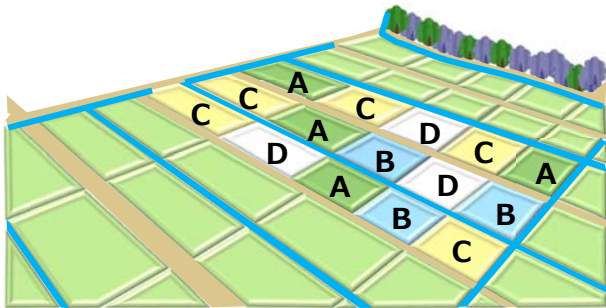
評価指標: 園芸作物の作付け拡大

評価要素: 事業の実施により園芸作物の作付面積が増加する見込みがある

評価指標: 農地の集積・集約

評価要素: 集落営農法人や個別経営体などに農地を集積・集約する計画がある

事業実施前



事業実施後



【主な内容】

○「地域の営農構想」の実現に向けた基盤整備を評価できるように見直し・・・「明確な必要性」…共通
「施設の効率化」…農業水利施設整備事業

必要性・効果

事業の必要性

評価指標: 明確な必要性

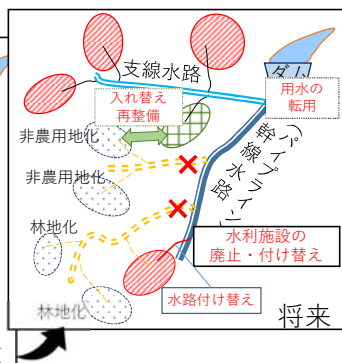
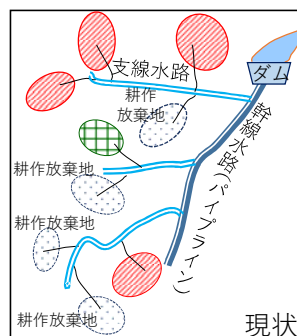
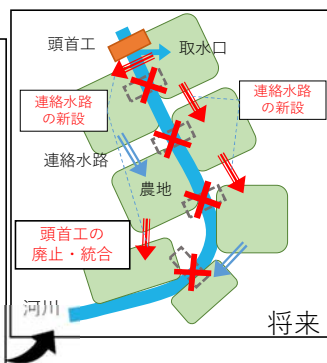
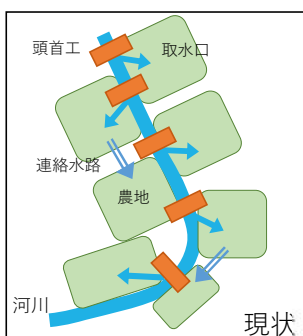
評価要素: 地域農業の将来像(営農や担い手)の実現に向け本事業を実施する必要性が認められる

評価指標: 施設の効率化

評価要素: 将来的に保全すべき農地のゾーニングに合わせた農業水利施設の再編整備計画がある

(例) 頭首工(取水堰)の統廃合+水路の整備

(例) 樹園地のかん水施設の再編+農地の再整備



【主な内容】

○人口減少化の構造変化に対応した農業水利施設の管理体制を評価できるように見直し・・・「維持管理体制の確保」…共通

実施環境

地元状況

評価指標：維持管理体制の確保

評価要素：施設管理者と地域組織（多面交付金活動組織、農業法人等）が連携した計画的な保管理体制が整っている

評価指標：維持管理体制の確保

評価要素：施設の管理に係る専任の職員が配置されている

（新潟県新潟市ほか）土地改良区と連携し、水源から農地周りの施設まで計画的に長寿化

- 土地改良区管内全域で広域活動組織（約3,800ha）を設立し、土地改良区が広域協定の一員として運営委員会の事務を実施。（平成27年から広域化を検討、平成29年に設立）
- 地域一体で情報共有し、人材の融通体制を整備すると共に、土地改良区の技術的支援、交付金の配分調整が可能となり、土地改良区の維持管理と連携した計画的な施設の保全管理を実行。



計画的・効率的な保全管理

地域一体となった実施体制

・組織を超えた情報共有・人的融通

技術面での協力体制

・特に、長寿化は、土地改良区が着工順位を調整し、計画的に実施

計画的な施設の保全管理

・農地周りの施設の長寿化が計画的に図られ、施設全体の機能が良好に維持



新規評価マニュアル 新旧対照表

○稼げる農業の確立に向けた「地域の営農構想」を評価できるように見直し

○「地域の営農構想」の実現に向けた基盤整備を評価できるように見直し

○人口減少化の構造変化に対応した農業水利施設の管理体制を評価できるように見直し

現行のマニュアル

経営体育成基盤整備事業

(評価視点)	(評価項目)	(評価指標)	(評価要素)	スコア
位置付け (県の施策や役割)	各種計画との整合性	農業振興地域整備計画等	県・市町村が定める農業振興地域整備計画ほか、県・市町村の総合計画等に事業内容が位置づけられている	20
			農業振興	農地の高度利用
農業生産性の向上	農業生産性の向上	農地の高度利用	地区の主要作物の労働時間の短縮 以下のいずれかに該当すること ・水稲であれば労働時間が事業実施後に25hr/10a以下となる見込みがある ・その他の作物であれば50%以上短縮される見込みがある	15
			経営規模の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施により担い手が経営する農地面積が増加し、担い手への農地利用率が県平均値を上回る見込みがある 事業の実施により担い手が経営する農地面積の増加は見込まれるが、担い手への農地集積率は県平均値までには達しない 事業実施後において、担い手への農地集積率の増加が見込まれない
産地指定作物（野菜・果樹）の導入	産地指定作物（野菜・果樹）の導入	野菜指定産地、果樹濃密生産地においては、その指定を受けた作物が導入される計画となっている		15
産地としての集团的取り組み	産地としての集团的取り組み	当該地区を含む地域において、土地利用型作物の生産振興等について検討がなされるなど、作付・生産を検討する協議が行われている		10

マニュアル改定(案)

農地整備事業

(評価指標)	(評価要素)	スコア
農業振興地域整備計画等	県・市町村が定める農業振興地域整備計画ほか、県・市町村の総合計画等に事業内容が位置づけられている	20
園芸作物の作付け拡大	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施により園芸作物の作付面積が増加する見込みがある 事業の実施により園芸作物の作付面積が維持できる 	10 5
農業生産性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 平均地域：農地整備に係る費用以上の農業生産額が見込める または農地の大区画化又はスマート農業導入による省力化の計画がある 中山間地域：農地整備に係る費用以上の農業生産額が見込める 事業の実施により作業効率の向上や維持管理労力の軽減が見込める 	20 20 10
担い手の確保	<ul style="list-style-type: none"> 平均地域：集落営農組織の法人化や企業参入など将来的な担い手確保が見込める 中山間地域：集落営農組織の法人化や企業参入など将来的な担い手確保が見込める 後継者を集落で育成するなど将来的な耕作継承が見込める 	20 20 10
農地の集積・集約	<ul style="list-style-type: none"> 平均地域：農事組合法人や会社法人などに農地を集積・集約する計画がある 中山間地域：農事組合法人や会社法人などに農地を集積・集約する計画がある 将来的に保全すべき農地のゾーニング計画がある 	10 10 5
産地指定作物（野菜・果樹）の導入	野菜指定産地、果樹産地構造改革計画で対象とする産地においては、その指定を受けた作物が導入される計画となっている	10
産地としての集团的取り組み	当該地区を含む地域において、園芸作物の生産振興等について検討がなされるなど、作付・生産を検討する協議が行われている	10

. 必要性・効果 (現状・課題・効果)							
事業の必要性	明確な必要性	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる	30	明確な必要性	地域農業の将来像(営農や担い手)の実現に向け本事業を実施する必要性が認められる	40	
	施設の機能	全ての更新施設が耐用年数以上となっているか、施設の機能低下が見受けられる	10				
	他の公共事業との連携	他事業との連携を図るため、早急に本事業を実施する必要がある	10	他の公共事業との連携	他事業との連携を図るため、早急に本事業を実施する必要がある	10	
	費用対効果(B/C)	費用対効果(B/C)が1.0以上	50	費用対効果(B/C)	費用対効果(B/C)が1.0以上	50	
. 実施環境 (実施するための条件)	地元状況	市町村及び受益農家の合意形成	関係市町村の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られている	15	市町村及び受益農家の合意形成	関係市町村の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られている	10
		受益者の負担能力	市町村及び農家の負担について同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率 0.4	15	受益者の負担能力	市町村及び農家の負担について同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率 0.4	10
		事業推進体制の整備	事業推進協議会が設立されているか、もしくは土地改良区の総会又は総代会において事業推進に関する決議が得られている	10	事業推進体制の整備	事業推進協議会が設立されているか、もしくは土地改良区の総会又は総代会において事業推進に関する決議が得られている	10
		維持管理体制の確保	維持管理について予定管理者の同意が得られている	10	維持管理体制の確保	施設管理者と地域組織(多面交付金活動組織、農業法人等)が連携した計画的な保全管理体制が整っている 施設管理者が将来的に施設を管理できる体制が整っている	20 10
		営農支援体制の整備	農協、普及センター等を含めた営農支援体制が整っている	10	営農支援体制の整備	農協、普及センター等を含めた営農支援体制が整っている	10
	他部局との調整	関係機関との事前調整	施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者等との協議において基本的事項が確認されている	10	関係機関との事前調整	施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者等との協議において基本的事項が確認されている	10
	技術的可能性	関係法令・基準等との整合	工法は妥当性のあるもので、関係法令、基準等に適合している	10	関係法令・基準等との整合	工法は妥当性のあるもので、関係法令、基準等に適合している	10
		採択要件との適合	事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している	10	採択要件との適合	事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している	10
		経済性・効率性	事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている	10	経済性・効率性	事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている	10
	環境等	環境との調和に配慮(定性評価)			環境との調和に配慮(定性評価)		
		生活環境対策(定性評価)			生活環境対策(定性評価)		
		コスト削減策			コスト削減策		

現行のマニュアル 農業水利施設保全対策事業		マニュアル改定(案) 農業水利施設整備事業	
(評価視点)		(評価指標)	
(位置付け (県の施策や役割))		(評価要素)	
(評価項目)	(評価指標)	(評価要素)	
整備・事業計画等	各部の施策に関する方針等	農林水産部の施策に関する方針等に位置付けられている	10
各種計画との整合性	農業振興地域整備計画等	県・市町村が定める農業振興地域整備計画ほか、県・市町村の総合計画等に事業内容が位置づけられている	20
農業振興	農業振興上の位置付け	農業水利施設の機能が持続され、農業経営の安定化が図られる計画となっている	40
	公共施設等への被害防止	公共施設等への被害が防止、または、軽減される	30
(評価指標)	(評価要素)		
農業振興地域整備計画等	県・市町村が定める農業振興地域整備計画ほか、県・市町村の総合計画等に事業内容が位置づけられている		20
園芸作物の作付け拡大	事業の実施により園芸作物の作付面積が増加する見込みがある 事業の実施により園芸作物の作付面積が維持できる		10
			5
農業生産性の向上	平坦地域 水利施設整備に係る費用以上の農業生産額が見込める または 農地の大区画化又はスマート農業導入による省力化の計画がある 中山間地域 水利施設整備に係る費用以上の農業生産額が見込める 事業の実施により作業効率の向上や維持管理労力の軽減が見込める		20
			20
			10
担い手の確保	平坦地域 集落営農組織の法人化や企業参入など将来的な担い手確保が見込める 中山間地域 集落営農組織の法人化や企業参入など将来的な担い手確保が見込める 後継者を集落で育成するなど将来的な耕作者確保が見込める		20
			20
			10
農地の集積・集約	平坦地域 農事組合法人や会社法人などに農地を集積・集約する計画がある 中山間地域 農事組合法人や会社法人などに農地を集積・集約する計画がある 将来的に保全すべき農地のゾーニング計画がある		10
			10
			5
産地指定作物(野菜・果樹)の導入	野菜指定産地、果樹産地構造改革計画の対象とする産地においては、その指定を受けた作物が導入される計画となっている		10
産地としての集団的取り組み	当該地区を含む地域において、園芸作物の生産振興等について検討がなされるなど、作付・生産を検討する協議が行われている		10

・必要性・効果 (現状・課題・効果)						
事業の必要性	明確な必要性	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる	30	明確な必要性	地域農業の増産(営農や担い手)の実現に向け本事業を実施する必要性が認められる	20
	施設の機能	施設の機能低下が見受けられ、ここ数年の補修工事費及び維持管理費が以前に比べて、飛躍的に増大している。または、近い将来、飛躍的な増大が予想される	10	施設の効率化	将来的に保全すべき農地のゾーニングに合わせた農業水利施設の再編整備計画がある	20
	他の公共事業との連携	他事業との連携を図るため、早急に本事業を実施する必要がある	10	他の公共事業との連携	他事業との連携を図るため、早急に本事業を実施する必要がある	10
	費用対効果(B/C)	費用対効果(B/C)が1.0以上	50	費用対効果(B/C)	費用対効果(B/C)が1.0以上	50
事業の効果	費用対効果(B/C)	費用対効果(B/C)が1.0以上	50	費用対効果(B/C)	費用対効果(B/C)が1.0以上	50
	費用対効果(B/C)	費用対効果(B/C)が1.0以上	50	費用対効果(B/C)	費用対効果(B/C)が1.0以上	50
	費用対効果(B/C)	費用対効果(B/C)が1.0以上	50	費用対効果(B/C)	費用対効果(B/C)が1.0以上	50
	費用対効果(B/C)	費用対効果(B/C)が1.0以上	50	費用対効果(B/C)	費用対効果(B/C)が1.0以上	50
・実施環境 (実施するための条件)						
地元状況	市町村及び受益農家の合意形成	関係市町村の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られている	15	市町村及び受益農家の合意形成	関係市町村の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られている	10
	受益者の負担能力	市町村及び農家の負担について同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率 0.4	15	受益者の負担能力	市町村及び農家の負担について同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率 0.4	10
	事業推進体制の整備	事業推進協議会が設立されているか、もしくは土地改良区の総会又は総代会において事業推進に関する決議が得られている	10	事業推進体制の整備	事業推進協議会が設立されているか、もしくは土地改良区の総会又は総代会において事業推進に関する決議が得られている	10
	維持管理体制の確保	維持管理について予定管理者の同意が得られている	10	維持管理体制の確保	施設の管理に係る専任の職員が配置されている 施設管理者と地域組織(多面的交付金活動組織、農業法人等)が連携した計画的な保全管理体制が整っている	20 10
営農支援体制の整備	農協、普及センター等を含めた営農支援体制が整っている	10	営農支援体制の整備	農協、普及センター等を含めた営農支援体制が整っている	10	
他部局との調整	関係機関との事前調整	施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者等との協議において基本的事項が確認されている	10	関係機関との事前調整	施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者等との協議において基本的事項が確認されている	10
	関係機関との事前調整	施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者等との協議において基本的事項が確認されている	10	関係機関との事前調整	施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者等との協議において基本的事項が確認されている	10
技術的可能性	関係法令・基準等との整合	工法は妥当性のあるもので、関係法令、基準等に適合している	10	関係法令・基準等との整合	工法は妥当性のあるもので、関係法令、基準等に適合している	10
	採択要件との適合	事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している	10	採択要件との適合	事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している	10
	経済性・効率性	事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている	10	経済性・効率性	事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている	10
環境等	環境との調和に配慮(定性評価)			環境との調和に配慮(定性評価)		
	生活環境対策(定性評価)			生活環境対策(定性評価)		
	コスト縮減策			コスト縮減策		

新規評価マニュアル 対象事業の見直し(農山漁村課)

【現行】

【生活関連事業】

クリーク防災機能保全対策事業

ため池等整備事業

湛水防除事業

【産業活性化事業】

クリーク防災機能保全対策事業

ため池等整備事業

湛水防除事業

【見直し後】

クリーク防災機能保全対策事業

ため池等整備事業

湛水防除事業

クリーク防災機能保全対策事業

ため池等整備事業

湛水防除事業

○「今後の基盤整備の進め方」に合わせて、クリーク防災機能保全対策事業、ため池等整備事業、湛水防除事業の位置づけと必要性を見直し
 ○ため池等整備事業(ため池整備)の危険度の判定について、地震・豪雨に対する評価指標に見直し

マニュアル見直し(案)

【主な内容】

○稼げる農業の確立に向けた「地域の営農構想」を評価できるように見直し・・・「農業生産性の向上」、「担い手の確保」

…クリーク防災機能保全対策事業、ため池等整備事業、湛水防除事業

位置付け

農業振興

評価指標: 農業生産性の向上

評価要素: ○米・麦・大豆や露地野菜などの複合経営や高収益作物の新規導入など所得向上の見込みがある

○事業の実施により、作業効率の向上や維持管理労力の軽減の見込みがある

評価指標: 担い手の確保

評価要素: ○集落営農組織の法人化や企業参入など将来的な担い手確保の見込みがある

○事業の実施により農業経営の維持ができる



【主な内容】

○「地域の営農構想」の実現に向けた基盤整備を評価できるように見直し・・・「明確な必要性」

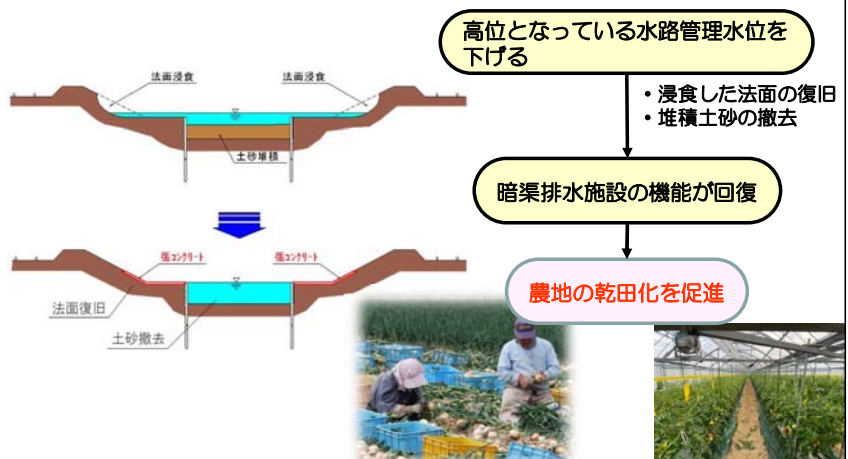
…クリーク防災機能保全対策事業、ため池等整備事業、湛水防除事業

必要性・効果

事業の必要性

評価指標: 明確な必要性

評価要素: 地域農業の将来像(営農や担い手)の実現に向け本事業を実施する必要性が認められる



【主な内容】

○地震・豪雨時における危険度を評価できるよう見直し・・・「危険度の判定」 …ため池等整備事業（ため池整備）

必要性
・効果

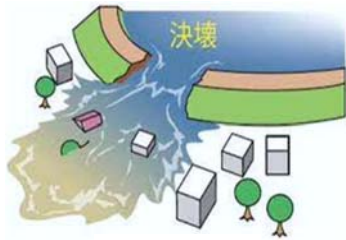
事業の緊急性

評価指標：危険度の判定

評価要素：○地震耐性評価の結果、AA種に該当するため池の場合、許容沈下量を満足しない。

A種に該当するため池の場合、安全率が1.2未満

○豪雨耐性評価の結果、ため池の設計洪水量に対する洪水吐の断面不足。または設計洪水位に対する堤体及び洪水吐の余裕高不足



豪雨による被災



地震対策



洪水吐の断面不足



◆新規評価マニュアル新旧対照表(クリーク防災機能保全対策事業)

変更前

○評価視点：位置付け

評価項目：整備事業計画等

評価指標：各部の施策に関する方針等

評価要素	点数
各部の施策に関する方針等	10

評価項目：各種計画との整合性

評価指標：防災計画

評価要素	点数
県の防災計画等に位置づけられている	30

評価項目：農業振興

評価指標：農業経営の安定

評価要素	点数
農作物の被害が防止または軽減される	20

評価項目：農業振興

評価指標：農地・農業用施設への被害防止

評価要素	点数
農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される	30

変更後

○評価視点：位置付け

評価項目：各種計画との整合性

評価指標：部の施策に関する方針等

評価要素	点数
農林水産部の施策に関する方針等に位置づけられている。	10

評価項目：各種計画との整合性

評価指標：県の防災計画

評価要素	点数
県の防災計画等に位置づけられている。	30

評価項目：農業振興

評価指標：農業生産性の向上

評価要素	点数
米・麦・大豆や露地野菜などの複合経営や高収益作物の新規導入など所得向上の見込みがある。	15

事業の実施により、作業効率の向上や維持管理労力の軽減の見込みがある。

評価要素	点数
事業の実施により、作業効率の向上や維持管理労力の軽減の見込みがある。	10

評価項目：農業振興

評価指標：担い手の確保

評価要素	点数
集落営農組織の法人化や企業参入など将来的な担い手確保の見込みがある。	15

事業の実施により、農業経営の維持ができる。

評価要素	点数
事業の実施により、農業経営の維持ができる。	10

評価項目：農業振興

評価指標：農地・農業用施設への被害防止

評価要素	点数
農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される	30



変更前

○評価視点：必要性・効果
 評価項目：事業の必要性
 評価指標：明確な必要性

評価要素	点数
地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる	20

評価項目：事業の必要性
 評価指標：機能低下

評価要素	点数
機能低下が見られ、ここ数年の維持管理費が以前に比べて飛躍的に増大している	10

評価項目：事業の緊急性
 評価指標：他の公共事業との連携

評価要素	点数
他事業と連携を図るため、早急に本事業を実施する必要がある	5

評価項目：事業の緊急性
 評価指標：クレーク法面の被災度

評価要素	点数
法面被災度 畦畔・道路が崩壊している	20
畦畔・道路に亀裂が発生し、崩壊の危険性がある	10

評価項目：事業の緊急性
 評価指標：湛水などの被災実績

評価要素	点数
過去に災害が発生し、農業被害があった	5

評価項目：事業の効果
 評価指標：費用対効果（B/C）

評価要素	点数
費用対効果（B/C）が1.0以上	30

評価項目：事業の効果
 評価指標：二次被害の防止または軽減

評価要素	点数
農業関係のみならず、一般家屋、公共施設等への二次的被害が防止または軽減される	10

変更後

○評価視点：必要性・効果
 評価項目：事業の必要性
 評価指標：明確な必要性

評価要素	点数
地域農業の将来像（営農や担い手）の実現に向け本事業を実施する必要性が認められる	20

評価項目：事業の必要性
 評価指標：機能低下

評価要素	点数
機能低下が見られ、ここ数年の維持管理費が以前に比べて飛躍的に増大している	10

評価項目：事業の緊急性
 評価指標：他の公共事業との連携

評価要素	点数
他事業と連携を図るため、早急に本事業を実施する必要がある	5

評価項目：事業の緊急性
 評価指標：クレーク法面の被災度

評価要素	点数
法面被災度 畦畔・道路が崩壊している	20
畦畔・道路に亀裂が発生し、崩壊の危険性がある	10

評価項目：事業の緊急性
 評価指標：湛水などの被災実績

評価要素	点数
過去に災害が発生し、農業被害があった	5

評価項目：事業の効果
 評価指標：費用対効果（B/C）

評価要素	点数
費用対効果（B/C）が1.0以上	30

評価項目：事業の効果
 評価指標：一般家屋、公共施設等への被害防止

評価要素	点数
一般家屋、公共施設等への被害が防止または軽減される	10

以降、実施環境変更なし

19

◆新規評価マニュアル新旧対照表(ため池等整備事業)

変更前

○評価視点：位置付け
 評価項目：整備・事業計画等
 評価指標：各部の施策に関する方針等

評価要素	点数
各部の施策に関する方針等 農林水産部の施策に関する方針等に位置づけられている。	10

評価項目：各種計画との整合性
 評価指標：防災計画

評価要素	点数
「佐賀県水防計画書」に警戒を要する施設として位置づけられている	40
市町村の防災計画等に位置づけられている	30
市町村が策定する「農業農村整備事業管理計画」に位置づけられている	20

評価項目：農業振興
 評価指標：農業経営の安定

評価要素	点数
農業用水が安定確保されることにより、農業生産の維持が見込まれ、農業経営の安定が図られる。	20

評価項目：農業振興
 評価指標：農地・農業用施設への被害防止

評価要素	点数
農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される	30

変更後

○評価視点：位置付け
 評価項目：各種計画との整合性
 評価指標：各部の施策に関する方針等

評価要素	点数
農林水産部の施策に関する方針等に位置づけられている	10

評価項目：各種計画との整合性
 評価指標：防災計画

評価要素	点数
県が策定する防災に関する計画に位置づけられている	30

評価項目：農業振興
 評価指標：農業生産性の向上

評価要素	点数
米・麦・大豆や露地野菜などの複合経営や高収益作物の新規導入など所得向上の見込みがある	15
事業の実施により、作業効率の向上や維持管理労力の軽減の見込みがある	10

評価項目：農業振興
 評価指標：担い手の確保

評価要素	点数
集落営農組織の法人化や企業参入など将来的な担い手確保の見込みがある	15
事業の実施により農業経営の維持ができる	10

評価項目：農業振興
 評価指標：農地・農業用施設への被害防止

評価要素	点数
農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される	30

20

変更前

○評価視点：必要性・効果
 評価項目：事業の必要性
 評価指標：明確な必要性

評価要素	点数
地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる	2.0

評価項目：事業の必要性
 評価指標：機能低下

評価要素	点数
機能低下が見られ、ここ数年の維持管理費が以前に比べて飛躍的に増大している	1.0

評価項目：事業の緊急性
 評価指標：危険度の判定

評価要素	点数
ため池整備 漏水量：2.5 L/s以上、変形率：6%以上	2.0
漏水量：1.5 L/s以上、変形率：5%以上	1.5
漏水量：1 L/s以上、変形率：5%以下	1.0
用排水施設整備 下記の条件、①および②の両方の要件を満足する場合	2.0
下記の条件、①もしくは②の片方の要件を満足する場合 (判定要件) ① 自然的・社会的状況の変化によって排水量が増大している。 ② 水路護岸の浸食・崩落により排水能力が低下している。	1.0
河川応急 下記の条件、①および②の両方の要件を満足する場合	2.0
下記の条件、①もしくは②の片方の要件を満足する場合 (判定要件) ① 河川管理者より頭首工の改善命令が出されている。 ② 頭首工の機能が不十分で、洪水流下の支障となっている。	1.0

変更後

○評価視点：必要性・効果
 評価項目：事業の必要性
 評価指標：明確な必要性

評価要素	点数
地域農業の将来像（営農や担い手）の実現に向け本事業を実施する必要性が認められる	2.0

評価項目：事業の必要性
 評価指標：機能低下

評価要素	点数
機能低下が見られ、ここ数年の維持管理費が以前に比べて飛躍的に増大している	1.0

評価項目：事業の緊急性
 評価指標：危険度の判定

評価要素	点数
ため池整備 下記の条件、①および②の両方の要件を満足する場合	2.0
下記の条件、①もしくは②の片方の要件を満足する場合 (判定要件) ① 地質耐性評価の結果、AA種に該当するため池の場合、許容沈下量を満足しない AA種に該当するため池の場合、安全率が1.2未満 ② 地質耐性評価の結果、ため池の設計排水量に対する排水口の断面不足または設計水位に対する堤体及び排水口の余裕高不足	1.0
用排水施設整備 下記の条件、①および②の両方の要件を満足する場合	2.0
下記の条件、①もしくは②の片方の要件を満足する場合 (判定要件) ① 自然的・社会的状況の変化によって排水量が増大している ② 水路護岸の浸食・崩落により排水能力が低下している	1.0
河川応急 下記の条件、①および②の両方の要件を満足する場合	2.0
下記の条件、①もしくは②の片方の要件を満足する場合 (判定要件) ① 河川管理者より頭首工の改善命令が出されている ② 頭首工の機能が不十分で、洪水流下の支障となっている	1.0

21

変更前

評価項目：事業の緊急性
 評価指標：主要施設の老朽度

評価要素	点数
ため池：築造又は改修後40年を経過し、主要施設(分水堤、取水施設等)の老朽化が激しい。	1.0
用排水施設：築造又は改修後20年を経過し、主要施設(水路施設等)の老朽化が激しい。	
河川応急：築造又は改修後40年を経過し、主要施設(頭首工)の老朽化が激しい。	

評価項目：事業の効果
 評価指標：費用対効果 (B/C)

評価要素	点数
費用対効果 (B/C) が1.0以上	3.0

評価項目：事業の効果
 評価指標：二次被害の防止または軽減

評価要素	点数
農業関係のみならず、一般家屋、公共施設等への二次被害が防止または軽減される	1.0

変更後

評価項目：事業の緊急性
 評価指標：主要施設の老朽度

評価要素	点数
ため池：築造又は改修後40年を経過し、堤体からの漏水、堤体の変形、または排水口の老朽化が激しい。	1.0
用排水施設：築造又は改修後20年を経過し、主要施設(水路施設等)の老朽化が激しい。	
河川応急：築造又は改修後40年を経過し、主要施設(頭首工)の老朽化が激しい。	

評価項目：事業の効果
 評価指標：費用対効果 (B/C)

評価要素	点数
費用対効果 (B/C) が1.0以上	3.0

評価項目：事業の効果
 評価指標：一般家屋、公共施設等への被害防止

評価要素	点数
一般家屋、公共施設等への被害が防止または軽減される	1.0

以降、実施環境変更なし

22

◆新規評価マニュアル新旧対照表(湛水防除事業)

変更前

- 評価視点：位置付け
 評価項目：整備事業計画等
 評価指標：各部の施策に関する方針等

評価要素	点数
各部の施策に関する方針等	10

- 評価項目：湛水被害誘発要因
 評価指標：立地条件の変化

評価要素	点数
立地条件の変化（流域の開発、宅地化等に伴う流出量の増大、地盤沈下等）により湛水被害を生じるおそれのある地域	30

- 評価項目：農業振興
 評価指標：農業経営の安定

評価要素	点数
農作物の被害が防止または軽減される	30

- 評価項目：農業振興
 評価指標：農地・農業用施設への被害防止

評価要素	点数
農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される	30

変更後

- 評価視点：位置付け
 評価項目：各種計画との整合性
 評価指標：部の施策に関する方針等

評価要素	点数
農林水産部の施策に関する方針等に位置づけられている	10

- 評価項目：湛水被害誘発要因
 評価指標：立地条件の変化

評価要素	点数
立地条件の変化（流域の開発、宅地化等に伴う流出量の増大、地盤沈下等）により湛水被害を生じるおそれのある地域	30

- 評価項目：農業振興
 評価指標：農業生産性の向上

評価要素	点数
米・麦・大豆や露地野菜などの複合経営や高収益作物の新規導入など所得向上の見込みがある。	1.5
事業の実施により、作業効率の向上や維持管理労力の軽減の見込みがある。	1.0

- 評価項目：農業振興
 評価指標：担い手の確保

評価要素	点数
集落営農組織の法人化や企業参入など将来的な担い手確保の見込みがある。	1.5
事業の実施により、農業経営の維持ができる	1.0

- 評価項目：農業振興
 評価指標：農地・農業用施設への被害防止

評価要素	点数
農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される	30



23

変更前

- 評価視点：必要性・効果
 評価項目：事業の必要性
 評価指標：明確な必要性

評価要素	点数
地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる	20

- 評価項目：事業の必要性
 評価指標：機能低下

評価要素	点数
機能低下が見られ、ここ数年の維持管理費が以前に比べて飛躍的に増大している	10

- 評価項目：事業の緊急性
 評価指標：他の公共事業との連携

評価要素	点数
他事業と連携を図るため、早急に本事業を実施する必要がある	5

- 評価項目：事業の緊急性
 評価指標：湛水被害の規模（湛水面積の増加率、湛水時間の増加）

評価要素	点数
湛水被害の規模 旧況と現況を比較した場合に、湛水面積が30%以上、若しくは湛水時間が6時間以上増加した地域である	20

- 評価項目：事業の緊急性
 評価指標：湛水などの被災実績

評価要素	点数
過去に災害が発生し、農業被害があった	5

- 評価項目：事業の効果
 評価指標：費用対効果（B/C）

評価要素	点数
費用対効果（B/C）が1.0以上	30

- 評価項目：事業の効果
 評価指標：二次被害の防止または軽減

評価要素	点数
農業関係のみならず、一般家屋、公共施設等への二次的被害が防止または軽減される	10

変更後

- 評価視点：必要性・効果
 評価項目：事業の必要性
 評価指標：明確な必要性

評価要素	点数
地域農業の将来像（営農や担い手）の実現に向け本事業を実施する必要性が認められる	20

- 評価項目：事業の必要性
 評価指標：機能低下

評価要素	点数
機能低下が見られ、ここ数年の維持管理費が以前に比べて飛躍的に増大している	10

- 評価項目：事業の緊急性
 評価指標：他の公共事業との連携

評価要素	点数
他事業と連携を図るため、早急に本事業を実施する必要がある	5

- 評価項目：事業の緊急性
 評価指標：湛水被害の規模（湛水面積の増加率、湛水時間の増加）

評価要素	点数
湛水被害の規模 旧況と現況を比較した場合に、湛水面積が30%以上、若しくは湛水時間が6時間以上増加した地域である	20

- 評価項目：事業の緊急性
 評価指標：湛水などの被災実績

評価要素	点数
過去に災害が発生し、農業被害があった	5

- 評価項目：事業の効果
 評価指標：費用対効果（B/C）

評価要素	点数
費用対効果（B/C）が1.0以上	30

- 評価項目：事業の効果
 評価指標：一般家屋、公共施設等への被害防止

評価要素	点数
一般家屋、公共施設等への被害が防止または軽減される	10



以降、実施環境変更なし

24

新規評価マニュアルの改訂(案)について

道路課

1

1. 現行の新規評価マニュアル【道路事業(広域)、道路事業(生活関連)改築、代行事業】

広域				生活関連				
評価視点	該当指標	改築事業		該当指標	改築事業		代行事業	
		最大点			最大点			
		1次改築	2次改築	1次改築	2次改築	1次改築	2次改築	
位置付け	各部の施策に関する方針等		10		10	各部の施策に関する方針等	10	
	中長期道路整備計画		50		50	中長期道路整備計画	50	
	緊急輸送道路又は観光ルート		20		20	緊急輸送道路又は観光ルート	20	
	プロジェクト等		20		20	プロジェクト等	20	
計		100	100		100		100	
必要性・効果	交通量 交通混雑	60	60	交通量 交通混雑	60	60	交通量	60
	交通事故	20		交通事故	20		交通事故	20
	道路構造令との整合	20		道路構造令及び道路標示方書との整合	20		道路構造令及び道路標示方書との整合	20
計		100	100		100		100	
実施環境	期成会、協議会の状況	60		沿線住民の合意	60		沿線住民の合意	60
	沿線住民の合意状況	40		期成会、協議会の状況	40		期成会、協議会の状況	40
計		100	100		100		100	

2

2. 新規評価マニュアル改訂について

中長期道路整備計画 (平成16年12月策定)

道路整備全般の中長期的な基本方針や道路網の将来像、整備効果等を示した計画
(想定期間20年間)

佐賀県新広域道路交通計画 (令和3年6月策定)

佐賀県の現状や概ね20年～30年後の将来像を見据えて、平常時・災害時及び物流・人流の観点から、佐賀県内の広域的な道路ネットワークを整理した計画

位置づけの評価指標である「**中長期道路整備計画**」を「**佐賀県新広域道路交通計画**」へ変更したい。

位置づけの評価要素 (主要プロジェクト)

平成14年度改訂のマニュアルから主要プロジェクトの例として「吉野ヶ里」「嘉瀬川ダム」が挙げられているが、佐賀県内の社会情勢等も変化しており、主要プロジェクトのイメージがつきにくい。

イメージのつきやすい例示へ変更したい。

3

3. 佐賀県新広域道路交通計画 (令和3年6月策定)

佐賀県新広域道路交通計画

広域的な道路交通の基本方針

平常時・災害時を問わない信頼性の高い安定的な道路ネットワークを確保するための広域的な道路交通の基本方針を以下のとおりとする。

平常時

- 都市分散型の県土において都市間の連携を強化する
- 陸・海・空の交通体系を結び人やモノの交流を促進する
- 佐賀県の魅力発信を支援する
- 安全・安心な道づくりを促進する

災害時

- 広域的なネットワークの多重性・代替性を確保する
- ネットワークの脆弱性を代替・補完する

(配点30点)

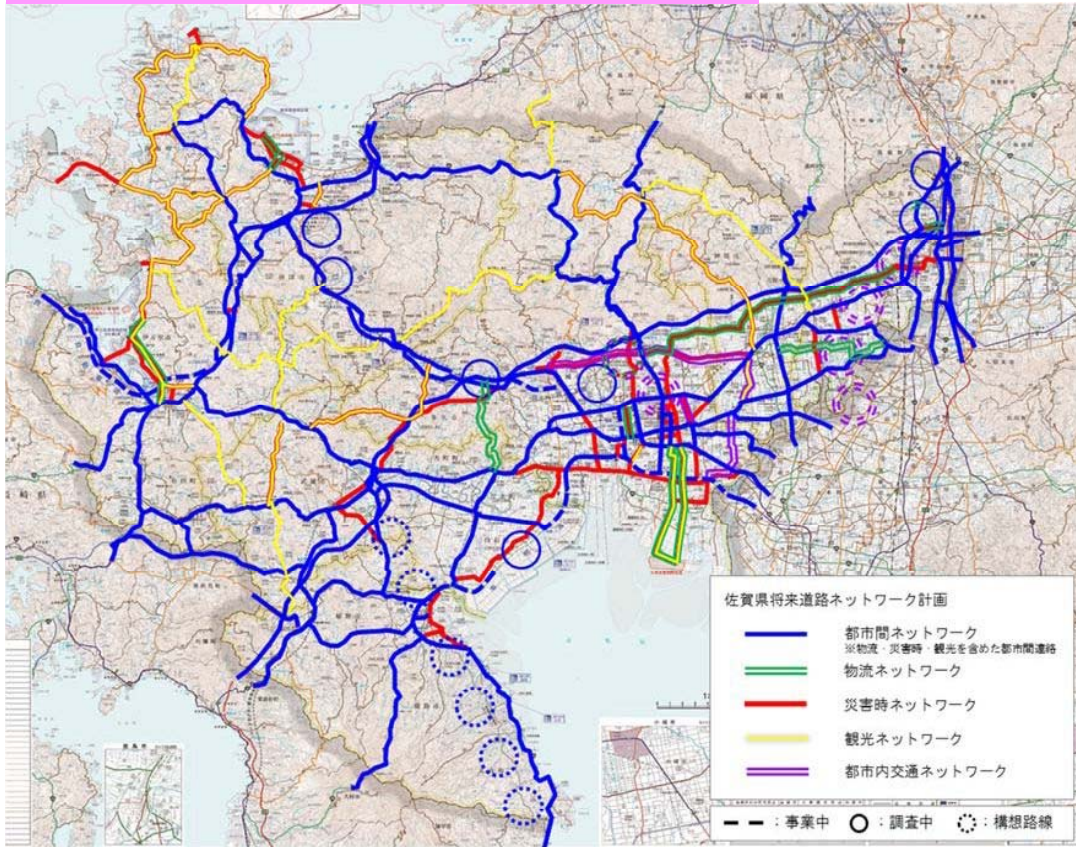
佐賀県将来道路
ネットワーク
計画

(配点50点)

4

4. 佐賀県新広域道路交通計画 (令和3年6月策定)

佐賀県将来道路ネットワーク計画 (配点50点)



5

5. 新規評価マニュアル改訂(案)【道路事業(広域)】

マニュアル改訂(案)

- ① 「中長期道路整備計画」を「佐賀県新広域道路交通計画」に変更
- ② 「主要プロジェクト」の見直し

道路事業 (広域)

現行マニュアル

評価視点	改築事業	
	該当指標	最大点 1次改築 2次改築
位置付け	各部の施策に関する方針等	10
	中長期道路整備計画	50
	緊急輸送道路、観光ルート、大型プロジェクト	40
計		100 100

改訂(案)

評価視点	改築事業	
	該当指標	最大点 1次改築 2次改築
位置付け	各部の施策に関する方針等	10
	佐賀県新広域道路交通計画	50
	緊急輸送道路、観光ルート、大型プロジェクト	40
計		100 100

①

現行マニュアル

中長期道路整備計画で幹線道路ネットワークを形成する道路として位置づけされた道路	50点
---	-----

改訂(案)

○佐賀県新広域道路交通計画の基本方針に即した道路	30点
○佐賀県新広域道路交通計画の佐賀県将来道路ネットワーク計画に位置づけされた道路	50点

②

現行マニュアル

○主要プロジェクト関連 ・吉野ヶ里、嘉瀬川ダムなど県内主要プロジェクト関連道路	40点
--	-----

改訂(案)

○主要プロジェクト関連 ・ICアクセス道路、新産業集積エリアなど県内主要プロジェクト関連道路	40点
---	-----

6

6. 新規評価マニュアル改訂(案)【道路事業(生活関連)_改築、代行事業】

マニュアル改訂(案)

- ① 「中長期道路整備計画」を「佐賀県新広域道路交通計画」に変更
- ② 「主要プロジェクト」の見直し

道路事業(生活関連)_改築、代行事業

現行マニュアル

評価視点	改築、代行事業		
	該当指標	最大点	
		1次改築	2次改築
位置付け	各部の施策に関する方針等	10	
	中長期道路整備計画	50	
	緊急輸送道路、観光ルート	20	
	プロジェクト等	20	
計		100	100

改訂(案)

評価視点	改築、代行事業		
	該当指標	最大点	
		1次改築	2次改築
位置付け	各部の施策に関する方針等	10	
	佐賀県新広域道路交通計画	50	
	緊急輸送道路、観光ルート	20	
	プロジェクト等	20	
計		100	100

①

現行マニュアル

中長期道路整備計画で位置づけされた道路	50点
---------------------	-----

改訂(案)

○佐賀県新広域道路交通計画の基本方針に即した道路	30点
○佐賀県新広域道路交通計画の佐賀県将来道路ネットワーク計画に位置づけされた道路	50点

②

現行マニュアル

○主要プロジェクト関連 ・吉野ヶ里、嘉瀬川ダムなど県内主要プロジェクト関連道路	20点
--	-----

改訂(案)

○主要プロジェクト関連 ・ICアクセス道路、新産業集積エリアなど県内主要プロジェクト関連道路	20点
---	-----

7

7. 現行の新規評価マニュアル【道路事業(生活関連)_交通安全事業、橋梁(架替)事業、局部改築事業】

生活関連

評価視点	交通安全事業			橋梁(架替)事業		局部改築事業	
	該当指標	最大点		該当指標	最大点	該当指標	最大点
		歩道設置	交差点				
位置付け	各部の施策に関する方針等	10		各部の施策に関する方針等	10	各部の施策に関する方針等	10
	点検計画	50		点検計画	50	点検計画	50
	緊急輸送道路又は観光ルート	20		緊急輸送道路又は観光ルート	20	緊急輸送道路又は観光ルート	20
	プロジェクト等	20		プロジェクト等	20	プロジェクト等	20
計		100	100		100		100
必要性・効果	交通量 交通量(自転車歩行者)	60	60	交通量	60	交通量	60
	交通事故	20		交通事故	20		
				道路構造令及び道路標示方書との整合	20		
	歩道の状況 渋滞長 交差点形状	20	20 20			線形等	40
計		100	100		100		100
実施環境	沿線住民の合意	60		沿線住民の合意	60	沿線住民の合意	60
	集客施設、沿道土地利用	40		期成会、協議会の状況	40	期成会、協議会の状況	40
計		100	100		100		100

8

8. 新規評価マニュアル改訂(案)【道路事業(生活関連)_交通安全、局部改築、橋梁(架替)事業】

マニュアル改訂(案)

「主要プロジェクト」の見直し

道路事業(生活関連)_交通安全、局部改築、橋梁(架替)事業

現行マニュアル

評価 視点	交通安全、局部改築、橋梁(架替)事業		
	該当指標	最大点	
		1次改築	2次改築
位置 付け	各部の施策に関する方針等	10	
	点検計画	50	
	緊急輸送道路、 観光ルート	20	
	プロジェクト等	20	
計		100	100

改訂(案)

評価 視点	交通安全、局部改築、橋梁(架替)事業		
	該当指標	最大点	
		1次改築	2次改築
位置 付け	各部の施策に関する方針等	10	
	点検計画	50	
	緊急輸送道路、 観光ルート	20	
	プロジェクト等	20	
計		100	100

現行マニュアル

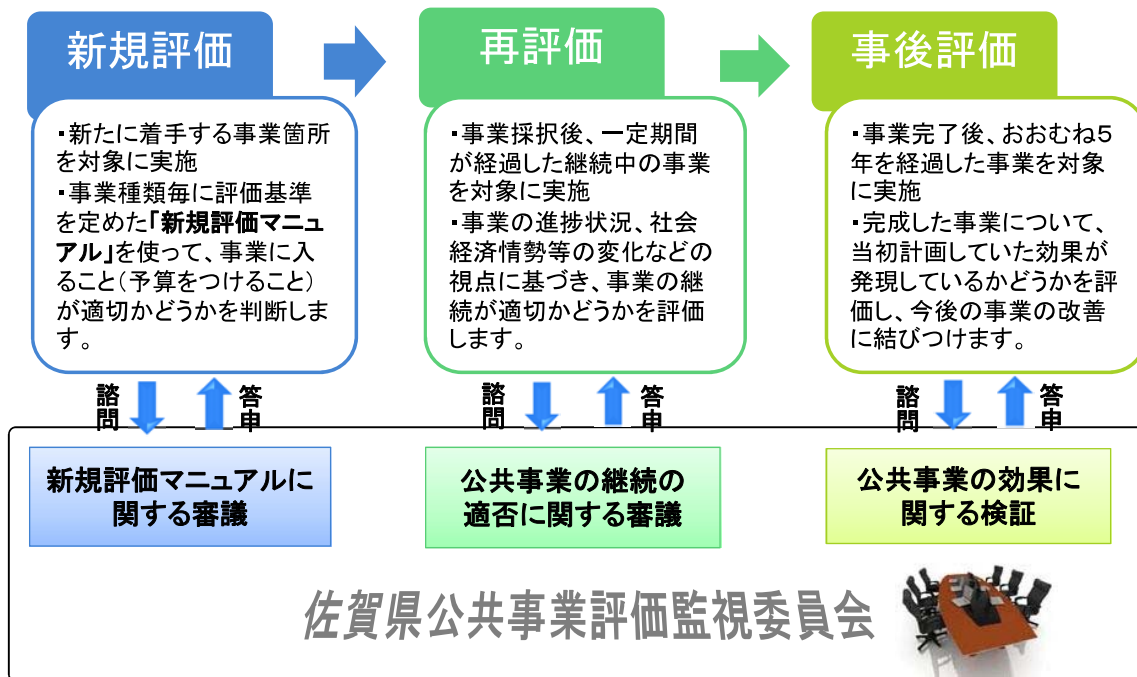
○主要プロジェクト関連 ・吉野ヶ里、嘉瀬川ダムなど県内主要プロジェクト 関連道路	20点
--	-----



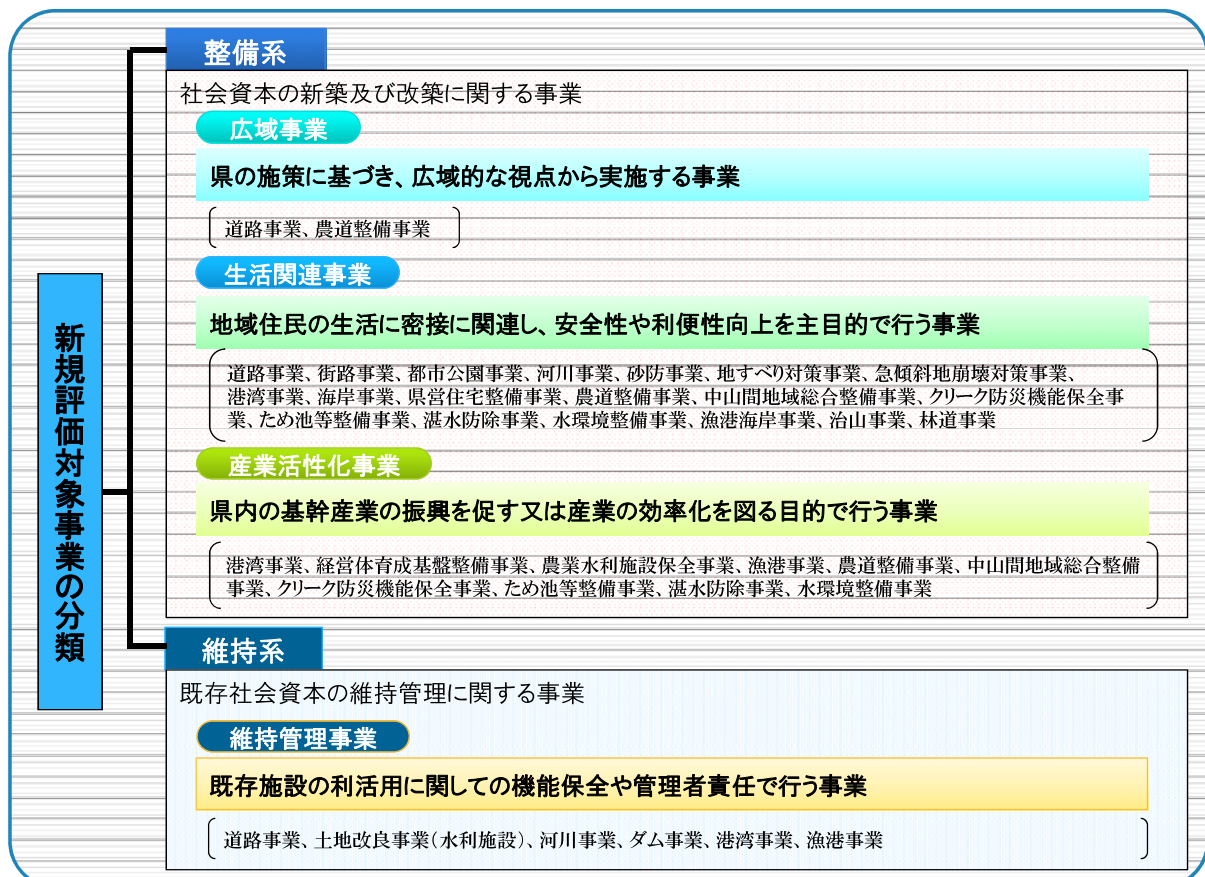
改訂(案)

○主要プロジェクト関連 ・ICアクセス道路、新産業集積エリアなど県内主要 プロジェクト関連道路	20点
---	-----

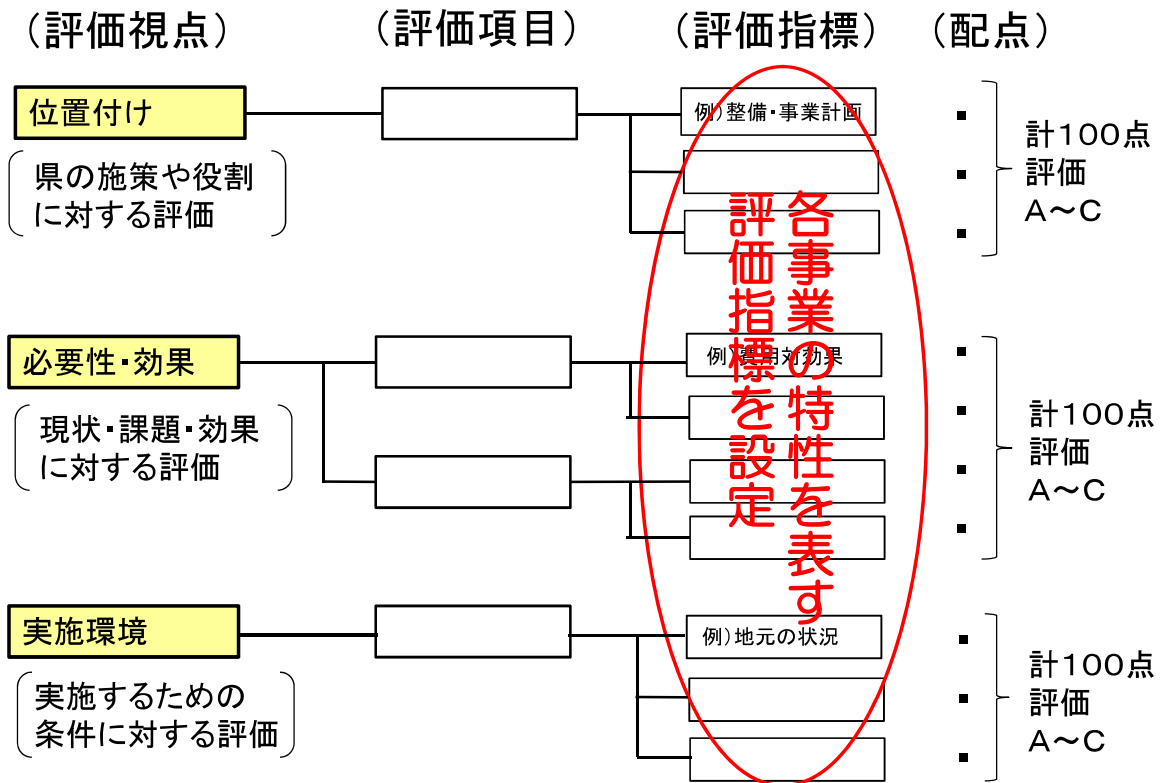
目的：公共事業の効率性と実施過程における透明性の向上



新規評価対象事業の分類



新規評価マニュアルの体系及び基準



新規評価マニュアルの体系及び基準

評価基準

◆ **評価視点** 毎の合計点によりA~Cに区分

	位置付け	必要性・効果	実施環境
A	80点以上	80点以上	80点以上
B	60~80点未満	60~80点未満	60~80点未満
C	60点未満	60点未満	60点未満

判断基準

◆ **評価視点** 毎の評価結果(A~C)を組み合わせでランク付け

ランク	整備方針	評価の組み合わせ
I	優先的に事業を実施	AAA、AAB
II	事業を実施	ABB、BBB
III	新規着手を見合わせる	AAC、ABC ACC、BBC、BCC、CCC